

浜松市立保育所における副食費等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立保育所条例(昭和24年浜松市条例第13号)第2条に規定する保育所(以下「市立保育所」という。)において児童に提供する副食費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 市立保育所に入所している児童をいう。
- (2) 保護者 児童の保護者をいう。
- (3) 主食 昼食において飲食する米飯類又はパン等をいう。
- (4) 副食 市立保育所が児童に提供する飲食物(おやつ、牛乳・お茶等の飲物類及び緊急対応等で児童に提供する非常食等の備蓄品等を含む。)のうち主食を除くものをいう。
- (5) 主食費 主食に係る食材料費をいう。
- (6) 副食費 副食に係る食材料費をいう。

(主食及び主食費の取扱い)

第3条 0歳児から2歳児までの児童に対する主食は、市立保育所で提供し、その費用は保護者が保育料の一部として負担する。

2 3歳児から5歳児までの児童の主食は、児童が持参し、その費用は保護者が負担する。

(副食費の取扱い)

第4条 0歳児から2歳児までの児童の副食費は、保護者が保育料の一部として負担する。

2 3歳児から5歳児までの児童の副食費は、実費(3歳児から5歳児までの児童の副食において、食物アレルギー、疾病又は宗教対応等による特別対応を行った場合を含む。)の一部として保護者が月額4,500円を負担し、実費の残りは市が負担する。

3 前2項の規定に関わらず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号イ及びロに規定する教育・保育給付認定子どもの副食費は免除とする。

(副食費の支払い等)

第5条 保護者は、前条第2項に規定する3歳児から5歳児までの児童の副食費を、毎月1日時点における児童の在籍状況に基づき、当該月の月末(月末が金融機関の休業日である場合は翌営業日)までに市長に支払うものとする。

(副食費の減額の申請)

第6条 保護者は、児童が長期欠席等の理由により、当該月の初日から月末まで1回以上の副食の飲食がなかった場合は、当該月の副食費の減額を市長に申請することができる。

2 前項に規定する副食費の減額を受けようとする保護者は、市長の定める日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 副食費減額申請書（第1号様式）
- (2) 副食費を支払ったことを証する書類
（副食費の減額の期間）

第7条 副食費を減額する期間は、前条第1項の申請により、市長が認める期間とする。ただし、申請があった当該年度を限度とする。

（副食費の減額の可否の決定）

第8条 市長は、第6条第2項に規定する申請を受理したときは、申請の内容を保護者及び市立保育所に対する実態調査等により審査し、副食費の減額の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、副食費減額決定通知書（第2号様式）又は減額却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（副食費の減額の申請の却下）

第9条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、減額の申請を却下することができる。

- (1) 第6条第2項に規定する書類を市長が定める日までに提出しない場合
- (2) 前条第1項に規定する実態調査等に応じない場合
- (3) その他、申請書等に事実と異なる虚偽の記載等をし、減額の理由が適当でない場合
（副食費の減額の決定の取消し）

第10条 市長は、減額の決定を受けている保護者が第6条第2項に規定する申請書等に事実と異なる虚偽の記載等をし、その不正な行為によって減額を受けていることが判明した場合は、当該減額の決定を取り消し、すでに減額した副食費の全部を追徴することができる。

2 市長は、前項の規定により減額の決定を取り消したときは、副食費減額決定取消通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（副食費の免除等の遡及適用）

第11条 市長は、第4条3項に規定する副食費の免除の決定に変更があるときは、当該決定日の属する年度内に限り副食費の免除及び追加徴収に関して遡及して適用する。

（細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所

申請者(保護者)

氏名

(児童からみた続柄)

副食費減額申請書

次のとおり副食費の減額を受けたいので申請します。

児童氏名等	住所			
	氏名		生年月日	
市立保育所名				
副食費	月額 4,500円			
減額申請期間	年度 月分から		年度 月分まで	
減額の理由				

(添付書類) 副食費を支払ったことを証する書類

第2号様式

年 月 日

様

浜松市長

副食費減額決定通知書

申請のあった副食費の減額について次のとおり決定しましたので、通知いたします。

児童氏名等	住所			
	氏名		生年月日	
市立保育所名				
減額申請年月日	年 月 日			
減額する期間	年度 月分から 年度 月分まで			
減額する額	円(月額4,500円× か月分)			
減額の理由				

第3号様式

年 月 日

様

浜松市長

副食費減額却下通知書

申請のあった副食費の減額について次のとおり却下しましたので、通知いたします。

児童氏名等	住所			
	氏名		生年月日	
市立保育所名				
減額申請年月日	年 月 日			
減額申請期間	年度 月分から 年度 月分まで			
却下の理由				

第4号様式

年 月 日

様

浜松市長

副食費減額決定取消通知書

副食費の減額の決定について次のとおり取消しましたので、通知いたします。

児童氏名等	住所			
	氏名		生年月日	
市立保育所名				
減額決定日	年 月 日			
減額決定の 取消期間	年度	月分から	年度	月分まで
減額決定の 取消の額	円(月額4,500× か月分)			
減額決定の 取消の理由				